

日本社会における「引揚者」に関する認識の考察

—行政側と当事者側の相互交渉を手がかりに—

A Study on the Perceptions of “Repatriates” in Early Postwar Japanese Society:
Focusing on the Interactions between the Government and the Repatriates

劉 罡†

LIU Gang†

Abstract This paper examines how “repatriates” (*hikiagesha*) were perceived and treated in the early postwar years through an analysis of government policies and the responses of the repatriates themselves. Focusing on the implementation of repatriation policies as part of Japan’s postwar reconstruction, it clarifies how the state sought to reintegrate large numbers of returnees from former colonies into society while categorizing them administratively as “recipients of relief.” At the same time, many repatriates rejected this passive label and emphasized their contributions to the empire, demanding public recognition as competent and deserving citizens. By juxtaposing the administrative recognition of repatriates with the self-understandings of the returnees, this study reveals the dynamics between state and individual in early postwar Japan and highlights the tensions surrounding notions of welfare, merit, and responsibility. It also points to the risk that emphasizing victimhood or contribution may obscure the negative legacy of Japan’s colonial rule.

1. はじめに

帝国日本の近代化とそれに伴う海外膨張のプロセスにおいて、多くの日本人はさまざまな動機を持って帝国臣民の一員として海を渡り、植民地やそれに準ずる地域へ移住していった。しかし、1945年の敗戦による帝国日本の解体とともに、植民地在住の日本人は、支配民族から一斉に敗戦国民へと転落し、海外の戦場で降伏した日本軍と同様に、連合軍の対日戦後処理の対象として日本本土へ帰還することになった。戦後日本社会では、一般的にその帰還現象を「引揚げ」とし、帰還した主体は「引揚者」と認識されている（以下括弧を外す）。正確な統計はないが、日本政府の公式データによると、海外の戦場から復員してきた310万人の軍人軍属のほかに、敗戦後の数年間で320万人の民間人が帰還している（厚生省援護局編 1978: 689）。この膨大な人の移動について、

歴史学者の若槻泰雄は「世界史的にみても数少ない例の一つであり、もとより日本にとっては有史以来の大事件であった」と述べている（若槻 1991: 11）。誤解を恐れずに言えば、日本人の引揚げは、帝国日本が植民地支配や戦後処理とどのように関わっていたのかを理解するうえで、極めて重要な歴史的事象なのである。

しかし、戦後長い間引揚げや引揚者を特化して主題とする研究は、実はなされてこなかった。1990年代以降の戦争体験者の減少に伴う戦争記憶の風化への危機感や、グローバル化の進展に伴う人の越境をめぐる議論の活発化を社会背景に、日本の学術界では引揚げや引揚者に対する関心の高まりを見せている。特に2000年代に入り、引揚研究は複数の専門分野において本格的に展開し、学問的蓄積が着実に積み重ねられてきた。代表的には、国内外の公文書を用いて引揚政策の制定・実施過程を明らかにする歴史学的研究（加藤・阿部 2004、佐藤（量）2012）、引揚者への聞き取り調査を通じて植民地経験や引揚体験の意味づけを考察する社会学的研究（蘭 1994、

† 愛知工業大学 基礎教育センター（豊田市）

坂部 2008)、および引揚体験を題材とする文学作品の分析を通じて帝国期を生きた作家の実人生を検証する文学的研究(成田 2006、朴 2016)などが挙げられる。しかし、これらの既存研究では、引揚政策の実施背景や当事者の体験そのものの分析に焦点があてられる一方で、戦後処理の過程において行政側と当事者側のあいだでどのような相互交渉があったのか、という点については、十分に検討されてきたとはいえない。

本稿では、このような問題意識から出発し、戦後初期における大量の引揚者受け入れにともなう社会問題を中心に、政府と当事者とのあいだで展開された交渉の見取り図を描き出したい。具体的には、以下の二点を考察の柱とする。第一に、日本政府による引揚政策の実践を手がかりとして、植民地などの地域から帰還した人びとが行政上どのように同定され、いかなる枠組みのもとで「引揚者」として認識されたのかを明らかにする。第二に、そうした行政上の引揚者認識に対して、当事者がいかなる反応や抵抗を示したのかを検討する。

なお、本稿は多数の引揚政策を漏れなく整理してそれ制定過程や歴史的背景を実証的に分析するものではなく、むしろ引揚政策の性格を検討するものである。その点について予め断っておきたい。

2. 引揚政策の実践の前提：引揚者という身分の確定

1945年8月にポツダム宣言を無条件に受諾した日本は、帝国期の勢力圏であった地域(朝鮮、台湾や満洲など)が切り離され、その領域が本州、北海道、九州や沖縄に局限された。国際政治学者の浅野豊美は戦後日本を「折りたたまれた帝国」と喩えている(浅野 2004)。帝国日本の崩壊によって領域が折りたたまれていくなかで、戦後の「日本人」をめぐる包摂と排除という国民再編作業も行われた。「日本人」の境界管理について、戦後の「日本政府は日本の主権下・潜在主権下と認める領域を戸籍法の適用範囲とし、日本戸籍保有者のみを日本国籍保有者とみなしたのである」(塩出 2015: 356)と、政治学者の塩出浩之は論じている。つまり、この包摂と排除の基準は、日本国籍ではなく日本戸籍(内地戸籍)であった。そのため、帝国時代に日本国籍が付与されていても日本戸籍を持っていない台湾人や朝鮮人は、帝国崩壊後に日本国籍から強制的に離脱させられ、「外国人」とみなされるようになったのである。結果的に、在日の植民地出身者は連合軍主導の送還事業のもとでそれぞれの「本国」へ送還された。他方、植民地在住の日本人は日本戸籍(内地戸籍)の保有者であり、戦後の旧植民地社会では「外国人」とみなされ、公式の引揚事業に参加して帰還することとなった。戦後処理として実施された引揚事業と送還事業は、「日本人」をめぐる包摂と排除を物理的に実行可能にしたといえよう。

引揚事業の規定により、原則的に植民地帰還者は自分の日本戸籍の登録地、すなわち本籍地へ戻される。戦後に日本政府はかれらを自国民とみなして受け入れたのだが、しかし無条件に上陸させてすぐに自由な移動を許したわけではない。植民地帰還者は帰郷するまでに、一連の行政手続きを済ませる必要があったのである。そのため、各地方引揚援護局では様々な援護業務が「引揚船→検疫所→援護所」という順で行われてきた。

業務の流れとしては、まず、船内の検疫済みの引揚船が入港する際に、担当職員が外地引揚調査票を配り、本籍地、外地での職業や家族構成、在外年数、在住地などの個人情報を入力させる。その後、上陸した植民地帰還者全員を対象にして消毒作業や医療検疫を行う。最後に、担当職員が帰還人数を統計し、かれらに引揚証明書(引揚船内で作成した外地引揚調査票に基づいたもの)を交付して本籍地へ送還する(厚生省援護局編 1997: 55-59)。植民地帰還者は引揚証明書を持って、戦後日本社会に第一歩を踏み出していったと考えられる。以下では、戦後日本政府によって公的に発行される引揚証明書がどのような役割を持っているのか、どのような場面で使用されているのかを見ていく。

まず取り上げたいのは、現場で引揚業務に携わる地方援護局の職員向けのガイドブックである。1946年6月の前期集団引揚事業の開始後まもなく、『引揚指導演 引揚者便覧』が発表された。引揚証明書に関する説明は以下のとおりである。

引揚証明書

- (イ) 各世帯毎に発給する。但し同じ世帯でも帰郷先の異なる場合並び世帯員中入院患者ある場合には別途発給する。
- (ロ) 引揚証明書が異動証明書に代わるものであって、帰郷先市区町村役場に提示し転入の手続をする外、上陸直後援護局で行う通貨の交換、乗車券の交付、被服の支給を始めその他引揚者として援護を受ける一切の場合に提示を要する。
- (ハ) 引揚証明書には応急用食糧特配購入券が添付してあるから之を帰郷先で配給所に提出し特配を受けることが出来る(引揚援護院編 1946: 11 = 加藤監修 2002: 451)。

また、1950年の前期集団引揚事業の終了後、その成果を記録するために出版された『引揚援護の記録』では、引揚証明書について以下のように言及されている。

引揚船において各人が書いた外地引揚調査表にもとづいて「引揚者証明書」が作製、交付される。引揚証明書は異動証明書に代わるもので、食糧の配給をはじめ、各種の証明や、援護物品の交付な

どの基礎となるもので引揚げてきた同胞はこの證明書を手に入ってはじめて、法的に「引揚者」の資格が定まる。この際、一般邦人の死歿者、生死不明者、生存者の覺書を提出する。この覺書は、整理の上、出身市町村役場をへて留守宅に通報される（引揚援護庁編 1950：38）。

上記の二つの引用はいずれも行政側の資料であるため、引揚証明書に関する説明に差はあまり見られないが、そこからは主にふたつのことがうかがえる。ひとつは、戦後日本政府は引揚証明書の交付をとおして植民地帰還者に「法的に『引揚者』の資格」という公認の身分を与え、かれらをカテゴライズすることを可能にしたことである。もうひとつは、当たり前のことではあるが、各種の引揚政策のなかで規定される様々な福祉サービスを受ける場において、引揚証明書の提示が常に必要とされることである。

公式証明書と国民同定の関係を研究するアメリカの歴史学者であるジョン・トービーは、パスポート法の成立に注目し、近代国家における均質な国民を創出するためには、国際パスポートと国内パスポート、身分証明書といった国家機構による法的書類が必要不可欠だと論じている。その中で「国内パスポートは、国家が権利と特権という面から国民を区別する主要な手段になりうる。とりわけ通行証は、特定の国民集団の移動を規制し、特定の地域へのその立ち入りを制限し、居留地（中略）を離れる自由を否定するために使われる」（Torpey 1999＝2008：262）。引揚者証明書はあたかも国内パスポートのような存在であり、一般国民と区別するための法的手段である。周知のように、国家統治の観点から見れば、政府はあらゆる政策を制定、実施する際に、人びとを常に特定の行政カテゴリーで登録、分類することで、統治の効率性の向上や資源分配の最適化などを目指している。そのなかで重要な機能を果たしているのは公的に発行される各種の身分証明書である。戦後日本政府も引揚事業をスムーズに行いできるだけ早く戦後処理を終了させるために、植民地帰還者間の在住地域や階級、移住年数、ジェンダー等の個人差を問わず、とにかくかれらを引揚者という行政カテゴリーで統合して身分証明書としての引揚証明書を発行したわけである。援護局で引揚証明書をとおして引揚者という公的身分が確定されることは、一連の引揚政策を实践する前提となっているのである。

次節では、戦後日本政府は、引揚者として承認された帰還者に向けて、どのような引揚政策を制定し、かれらをどのように認識したのか、それに応じて当事者や一般社会はどのように反応したのかを見ていく。なお、その方法としては、引揚政策を実施する現場に応じ、その内容を二分して主に各地の援護局と帰還先での政策内容から分析を進めていく。

3. 行政上の引揚者認識（1）：地方援護局において

敗戦後の現地社会で「引揚者は、極度に不良な生活条件のもとで生活していたものが多く」、栄養失調症や各種の伝染病に罹った人は「引揚検疫史によれば、全引揚者の一割以上に達して」いる（厚生省援護局編 1978：128）。そのほか、満洲地域や朝鮮半島の北部などの地域で一部の現地住民やソ連軍などから性暴力を受けて性病にかかったり、望まない妊娠をしたりした女性もいた。行政上彼女らは「特殊婦人」と呼ばれている。こうした引揚者の健康問題の解決をするために、占領下の日本政府は様々な政策を制定し、各地方引揚援護局の検疫所で実施した。1946年3月16日、前期集団引揚事業が本格的に開始される前に、連合軍の指導のもとで日本政府は「引揚に関する基本指令付属第5 医術及衛生に関する処置」を公布した。そこでは、引揚者の健康問題の解決について詳しく規定されている。主な内容としては①引揚者全員を対象とする DDT 消毒や各種の予防接種、医療検査と、②引揚女性、特に「特殊婦人」を対象とする婦人救護相談所の設置があげられる。以下では、それぞれを見ていく。

3・1 各種の衛生検疫の実施

敗戦後に「GHQ とアメリカ政府は小麦粉、大豆、脱脂粉乳などを提供した」（五十嵐 2000＝2007：109）。これは日本人を戦時中の栄養失調から「救済」する占領政策のひとつである。また、戦後に日本社会でコレラや赤痢、発疹チフス、天然痘などの伝染病が広がったため、連合軍は日本人を蝕んでいたこれらの脅威を取り除くために、公衆衛生環境に非常に敏感な姿勢をとり、広範囲で日本人に対する衛生検疫、特に DDT の使用と予防接種によって、伝染病の患者数を減らそうとしていた。しかし、この連合軍の保健衛生対策について、歴史学者の五十嵐恵邦は「DDT は占領軍の権威を目にみえるかたちで示した。敗戦国の住民として、衛生の名においてだまって受け入れなければならない処置だった」と評している（五十嵐 2000＝2007：111）。連合軍による DDT の使用は、日本人全員が不衛生で消毒すべき対象として捉えられていたことを意味している。

むろん、引揚者もこの厳しい検疫作業の対象とされた。かれらは引揚船内と援護局内で二度の検疫が義務づけられた。前節で少し触れたが、引揚船は引揚港に直接入港できたわけではなかった。基本的には担当職員が乗船して、引揚船内で「①明告書の点検、②発航地における伝

染病流行状況の聴取、③伝染病患者、疑似者、容疑者の有無の検診、④船内衛生状態の調査」（引揚援護庁編 1950：77）という順番で業務を実行した。そして、万が一引揚船内で伝染病患者が出た場合、同乗者全員も引揚船内で隔離され、一時的に上陸させない方針が取られた。

援護局内でも引揚船内と同様の方針が取られた。上陸を許可された「引揚者は、検診を受けて入浴をし、入浴後には、新品の衣服が支給され、着用してきた衣服及び携行品等は、消毒の後、翌日返還された。その後、検査場で種痘、各種予防注射、DDT 消毒等を受けた」（厚生省援護局編 1997：55）。検疫を受けて検証済証明書が交付され、無感染者のみが引揚証明書の交付を受けて本籍地へ戻ることができる。引揚証明書の交付は原則的に日本戸籍を保有しているすべての人びとに適用されるが、実は上記のように、身体検疫で感染症に罹患していないことを証明することが常に引揚者という公的身分を獲得できるかどうかの目に見えない付加条件であったといえよう。

3・2 婦人救護相談所の設置

植民地在住の日本人女性が受けた性暴力の実情は敗戦直後の日本社会ですぐにタブー視されたわけではない。「内地に送還された引揚婦人の健康状態は、入院治療を要する者が比較的多く、殊に妊娠（内人口流産を要すると認める者を含む）及び性病に罹っている者が相当含まれている」という状況に応じて、日本政府は引揚女性の医療救護を検討して 1946 年 4 月 15 日に厚生省医療局による「引揚婦女子医療救護実施要領」を公布した（厚生省医務局編 1955：155）。その要領では、「特殊婦人の妊娠」について「諸種の事情の為正規分娩不適の者」とみなされた場合、「極力妊娠中絶を実施すること」とされた（松原 2019：47）。1946 年 4 月 26 日に、日本政府は上記「引揚婦女子医療救護実施要領」を添付した発医第 151 号「満鮮引揚女性医療救護に関する件」を公布し、各地方引揚援護局に婦人救護相談所の設置を要請した。そのなかでは、相談所の組織編成や期待される役割などについて以下のように紹介されている。

検疫所長をして相談所長を兼務せしめ、それに医師（検疫所職員、国立病院医官又は臨時備上嘱託）女子社会事業家、国立病院・療養所・日本赤十字社救護班における婦長級看護婦その他適任者を相談所員としたる婦人救護相談所を検疫所に設置し、救護を必要とする者を本人の申出、本人に対する質問、同伴家族よりの聞込等の方法により選定する外、ポスター掲示、

リーフレット配布等の方法により婦女子の自発的相談申入を指導し、要救護者を国立病院・療養所へ入院、入所せしめ、成るべく治癒後帰郷せしむる様指導すること（舞鶴引揚援護局編 1961：253）。

以上の引用からわかるように、地方引揚援護局内の相談所はたんなる行政相談の窓口であるだけでなく、誰が治療を受けるべきなのかという「救護を必要とする者」の選定を行っていた場でもある。ここでは引揚女性の身体が常に監視、分別、管理されていた。そして選定された引揚女性（＝「特殊婦人」）の身体に対して治療、救済を実質的に行う場が国立病院と療養所であった。彼女らは中絶手術を受けて回復した後、「国立病院・療養所」を出て「健常な」引揚者として帰郷させられる。こうして引揚女性に対する医療救護の体制が確定されるようになった。前節でみたように、引揚者全員に対する検疫制度により、感染者の場合は一時的に強制隔離が強いられて完治するまでに日本本土への上陸が許可されなかった。引揚女性に対する医療救護、とりわけ妊娠した「特殊婦人」に対する中絶手術も似たような性格を持っているといえる。

ただし、引揚女性向けの医療救護に関する行政側の記録は決して多くなく、あったとしても数行程度のものがほとんどである。例えば、1978 年に政府は 30 年間の引揚政策の内容の総まとめとして『引揚げと援護三十年の歩み』を出版したており、そのなかには「引揚婦人の健康相談」という内容がある。

在外同胞が終戦直後の混乱した現地で筆舌に尽くせぬ苦難を重ねてきたことは、すでに述べたが、なかでも満州、北朝鮮に在住していた婦女子は、このうえさらに引揚げてくることになったことは、まことに悲惨なことであった。

これらの婦女子のために、地方援護局内に医師、女子社会事業家、婦長級の看護婦等適任者からなる婦人救護相談所を開設し、十五歳以上の婦人引揚者を対象に診療、相談等を行い、特に医療を要する者を徹底的に抽出することに努め、要保護者は国立病院また療養所へ入院させ治療後に帰郷させるように指導した（厚生省援護局編 1978：134）。

上記の引用は二部構成となっている。第一段落で満洲地域と北朝鮮からの引揚女性の「筆舌に尽くせぬ苦難」の存在に言及し、それを踏まえて第二段落でこうした苦難を抱えた当事者女性向けの救済措置、いわゆる戦後日本政府の「功績」を紹介している。ただし、具体的に引

揚女性がどのような被害を受けたのかという歴史的経緯は読み取れない。また、「婦人救護相談所」「国立病院」「療養所」で当事者女性からどのような相談があった、彼女らに対してどのような治療を行ったのかという「これらの婦女子のため」の救済の実態もうかがえない。上記の引用では、引揚女性が強いられた性暴力被害や実施された中絶手術のことがはっきりと焦点化されていないのである。もちろん、1948年に日本で優生保護法が成立し中絶が合法化される以前には、中絶手術は違法行為とみなされていたため、公の場で堂々と記述することは難しかったと考えられる。また、第5章で満蒙開拓団女性を受けた性暴力について詳しく検討するが、多くのフェミニズム研究で指摘されているように、どのような社会でも敵側から性暴力を受けた自民族の女性は共同体内の「恥」とみなされる傾向が強いため、社会全体として女性の性暴力体験は隠蔽されてしまい、言語化されにくかったと考えられる。一方、中絶手術は女性が性暴力を受けたという事実を可視化して、共同体の「恥」を暴くことになる。つまり、被害女性に対する中絶手術は彼女らをいち早く日本社会に復帰させるためのものであると理解はできるが、一方で、救済という名目で行われた中絶手術には、戦後日本社会の民族の単一性の保持や敗戦による穢れの除去（敗戦国の女性が戦勝国の犠牲になる）という意味合いを持っていたともいえよう。

以上のように、衛生検疫の実施と婦人相談所の設置に関連する引揚政策、主にDDT消毒と中絶手術に着目して、被救済者としての引揚者認識を論じてきた。援護局という空間においては植民地から帰還した人びとを対象にして徹底的に身体管理が行われており、そこで承認された「健常な」引揚者のみが戦後日本という空間への移動、すなわち援護局を出て帰郷することができる。次節では、帰郷した後の引揚者に対する、戦後日本政府の諸政策の制定や引揚者たちの反応などを考えていく。

4. 行政上の引揚者認識（2）：帰還先において

戦後処理のもとで植民地在住の日本人は敗戦者として帰還し、地方引揚援護局で検証済証明書や引揚証明書が交付されることで、引揚者という新たな公的身分をもって集団化されながら、指定の乗車時間で指定の引揚者専用列車に乗って本籍地へ向かった。かれらはそこで戦後生活の再建の第一歩を踏み出したが、戦後生活の再建は決して簡単ではなかった。特に経済的苦境の打破は大きな課題であった。社会的救済の観点から戦後日本政府は1945年12月15日、GHQの指令に基づき、「失業者、戦災者、海外引揚者、在外者留守家族、傷病軍人及其家

族並二軍人ノ遺族」を対象にして「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定し、これらの人びとの厳しい貧困状況を改善しようとした。

もちろん敗戦による個々人の生活難を序列化するつもりはないが、戦後生活の再建にあたり、日本本土で敗戦を迎えた人びとと比べ、植民地生活の基盤を失いある意味では追い出されたことになる引揚者はより大きな苦境に直面したであろう。植民地支配に直接に関与した為政者であれ、植民地都市のモダン文化を創造、享受した都市居住者であれ、国策に呼応し「新天地」を求めて満洲地域の奥地へ送り出された農業移民であれ、公式引揚事業により帰還した人びとは身分を問わず上陸する時に持ち込みの許された財産は1000円までに制限されており、事実上在外私有財産は放棄せざるを得なかった。いうまでもなく、こうした戦後処理の規定による財産の持ち込み制限は、引揚者の戦後生活の再建に困難をもたらした。特に長く植民地統治下にあった台湾や朝鮮半島において財産の蓄積を有していた中上流階級の日本人にとっては一層深刻な損害となった。戦後の引揚者に関する記録や文学作品のなかでは、「裸一貫」「着の身着のまま」という常套句でかれらの貧困状況を物語るものがしばしばある。また、戦後の混乱期において内地に人的ネットワークを持っていなかった人々は居場所がなく、経済的にも底辺に追い込まれており、生活保護の道しか開かれていなかった。1946年に満洲地域からの引揚事業が本格的に開始される前に、政府は上記の要綱を踏まえて、4月25日に次官会議で「定着地における海外引揚者援護要綱」を決定して、引揚者を定着地での生活に溶け込ませて統合しようとした。その要綱は以降の関連の引揚政策の制定の大きな指針となっている。なお、要綱を実施するにあたり、政府はまず、関係機関の援護業務の連絡調整を図るために各都道府県に「都道府県引揚者援護連絡本部」を設けた。そして、帰郷した引揚者から各種の生活相談（特に就職関係の相談）を受けるために、主に県市町村のレベルを中心に「引揚者相談所」を設置した。このように要綱実施の大枠が確定されていたのである。以下では、この要綱にどのような内容がまとめられているのかを見ていく。

- ①既存建物の転用による集団収容施設を設営し、また貸家、新設住宅などを優先的にあつせん
- ②引揚者の既往における技能経験の活用および商工業の経営などに対する積極的な援助
- ③就農を適当とする者に対する入植のあつせん
- ④漁業につかせるに適当な漁業専用物資の配給等
- ⑤就職の優先的取り扱いと職業の補導

- ⑥生業資金の融資
- ⑦家財の配給および生活必需品の優先的配給
- ⑧引揚者子弟の各種学校への就学、転学の優先的取扱い
- ⑨引揚者に対する教化、慰問、激励等
- ⑩引揚者に対する医療、公課の減免、生活困窮者に対する生活保護等（厚生省援護局編 1978：135－136）。

この要綱の内容は本籍地に帰還した引揚者の住宅、就職、医療、教育などあらゆる生活面を包括的に取り扱っている。本節では上記の要綱をそれぞれ展開して具体的に考察することはできないが、政策全体として社会福祉的な性格を持っていることが指摘できる。周知のように近代の国民国家は、「よき統治」をなし遂げるために、自国民とみなされた人びとの苦境に「肯定的」に介入し、かれらを貧困、失業等のリスクから救済することでその抵抗や反乱をできる限り事前に予防するという統治方法をとっている（佐藤 2014＝2019：112－113）。前節で論じてきた引揚者に対する身体管理も国家側による「肯定的」介入のひとつといえる。このような福祉国家的な視点から見れば、日本国民と目される引揚者たちの悲惨な戦争体験を顧み、かれらを経済的苦境から抜け出させるために多様な援護救済を行うのは当然である。

しかし引揚政策の内容や性格、すなわち引揚者を被救済者として行政上位置づけることに対して、当事者や関連の政治家のなかには批判的なまなざしを持っている人びとも少なくなかった。次節では、具体的にどのような批判が展開されたのかを検討し、特に当事者たちによる批判の背後にいかなる思考回路や認識構造が存在していたのかを確認したい。

5. 引揚政策に対する当事者の批判

前節では、援護局における身体管理と帰還地における生活援護という二つの側面から、引揚政策の性格を検討してきた。行政上の引揚政策の実施は当事者が抱える諸問題を解決し、彼らを戦後社会に順調に統合させるために軽視できない役割を果たした。とはいえ、当事者側からこれらの政策に対する批判の声も上がっていた。例えば日本社会党の中平常太郎（1879－1964）は、前期集団引揚事業の実施途中である 1948 年に、第 2 回国会参議院本会議で「引揚同胞対策に関する決議」をめぐって発議者として提案の理由を述べたうえで、これまでの政府の引揚政策を批判的に指摘した。

政府亦消極的なる生活保護法一本で行かんとして、何ら生産方面に直結せしめる積極方策を採っていない。かの生活保護法は大部分これは生活の能力のない、食えない者を救助する建前の資金であります。我々の要望するところは生活要保護者に転落せしめることではない（中平 1948）

1946 年 9 月に制定された旧生活保護法は「無差別平等の原則、国家責任の原則、最低生活保障の原則」といった 3 原則に基づいた公的扶助制度であった。政府は各種の引揚者問題についてそうした「生活保護法一本」のみをもって対応しており、「積極方策を採っていない」と批判されたのである。中平の発言からは、行政上「生活の能力のない、食えない者」のような自立しない惰民の一員とみなされた引揚者の社会的位置に対する不満がうかがえる。つまり、引揚者から見ればこうした生活保護法に基づいた各種の引揚政策はある意味では一時的な「上からの施し」であり、自分自身の有能さを無視し、矮小化するものとなっていたと考えられる。本稿の任ではないが、引揚者の在外財産補償問題の解決をめぐる、引揚者団体全国連合会の加盟団体である中央日韓協会、台湾協会、全国樺太連盟、満蒙同胞援護会は、機関紙『引揚全連通信』では旧軍人や政治家に対する国家顕彰を取り上げて、外地民間人の功労者も顕彰されるよう政府に以下のような陳情を書いている。

朝鮮・台湾・樺太等の旧領土または関東州・満洲国・蒙疆等の外地に在って国策の先駆として活躍し、社会・経済教育・文化の他に貢献してその功績顕著なりと認められた者。すなわち、これらの人たちは長年外地に定着を刻苦精励夫々自己の基盤を築き、あるいは社会の信頼を博し、現地に骨を埋める覚悟で進んで外地の開発、発展に寄与してきましたが、思わざる敗戦によって一挙に生活の基盤を失い、裸一貫で祖国日本に引き揚げ、心なき人々からは侵略者の如く冷視され、社会の片隅に淋しく余生を送っているのであります（引揚者団体全国連合会 1966、第 128 号）

植民地などから帰還した人びとの階級構成を見れば、末端の庶民階級の満蒙開拓団員よりも、植民地都市在住者や技術者、さらには上層階級の植民地経営の政治エリートなどのミドルクラス以上の人びとのほうが圧倒的に多かった。これらの人びとにとって、帝国期から戦後への歴史的移行過程における自身の社会的位置の転落は簡単に受け止められるものではなかっただろう。確かに敗

戦直後の混乱期には多くの引揚者が経済的に追い込まれ「内なる他者」として周辺化されていたが、これは決して自分自身が「生活の能力のない、食えない者」であるためではなく、在外財産や在外の人間関係などを失ったことで戦後生活を再建する土台を持っていないためだと考える引揚者は多くいたのである。つまり、引揚者は自立更生できない「物乞い」ではなく、むしろ国家から顕彰されるべき存在とみなす当事者側の認識である。

他方、行政上、あるいは新聞記事などでしばしば「引揚者に温かい支援を」という呼びかけが提起されていた。しかし裏を返せば、こうした呼びかけの存在そのものが示すように、実際の生活空間においては、本土で敗戦を迎えた多くの日本人が必ずしも引揚者に対して積極的な援護姿勢を示していたわけではなかった。

又現在国民の大多数はみずからの保身術に憂身をやつしておりますので、他を顧りみない。如何に引揚者が苦悩に喘いでおりましたも、関係のない者は誰も本気で援護しない（中平 1948）。

戦後初期の混乱期において、自分が生きるだけ精一杯の状況に置かれた人びとには帰郷した引揚者を助ける余裕はなく、その無関心な態度はある意味では当然であろう。あらゆる社会資源が不足しているなか、大量の引揚者を受け入れた地元社会では、引揚者が帰ってきた「我々の同胞」ではなく限られた社会資源を奪う「余計者」だとみなされることはけっしてまれではなかった。また、そうした「余計者」が上述の「定着地における海外引揚者援護要綱」の規定によりさまざまな公の場において「優先的に」援護されることを、不平等に思うひともしなくなかった。

さらに、社会資源の分配の問題があっただけでなく、植民地支配や戦争の責任の主体の認定をめぐっても引揚者が「帝国主義の手先」「侵略戦争の加担者」などの負のレッテルを貼られる場合もあった。もちろん、このような批判は社会全体としての認識とはいえないが、引揚者の手記や引揚者団体の会報などからしばしば看取されるものである。

以上のように、行政による引揚政策は、表面的には「援護」や「再統合」を目的としたものであったが、その実施の過程では、当事者たちの自尊心や主体的な復興意識としばしば衝突した。引揚者にとって、戦後の生活困難は単なる経済的貧困の問題ではなく、帝国崩壊にともなう社会的地位やアイデンティティの喪失という、より深い次元の問題として経験されたのである。

6. 結論

本稿では、戦後処理のなかで、主に行政上の引揚政策の実践に着目して、各種の引揚者問題をめぐって政府と当事者とのあいだにおける交渉の見取り図を提示した。戦後日本政府は短期間に大量の植民地から帰還した人びとを受け入れた。そして、戦後処理からの脱却をめざして、かれらをできるだけ早く社会・経済的に統合させようと努力し、一連の引揚政策を制定、実施したのである。引揚政策が最初に実施された場合は援護局の検疫所であった。そこでは帰還してきた全員を対象にして、厳しい身体管理が行われた。伝染病患者や「特殊婦人」の場合は、当事者たちは国民救済という名目で「治療」を受け続け、「健常な」引揚者になったあとに戦後日本という社会空間に踏みこむことができるようになった。

しかし、戦後初期の混乱期に、各地引揚援護局で一時的な収容生活を強いられようやく辿り着いた地元社会では、引揚者はさらなる苦境に直面することになった。引揚者をめぐる各種の問題を解決するために、社会福祉的な立場から日本政府は引揚者を「生活要保護者」と認識し多種の引揚政策を制定した。それに対して引揚当事者のなかには、政府が「生活保護法一本」で対応したことには不満を抱く人や、被救済者という行政上の認識を受け入れずに自分の社会的位置を取り戻そうとする人も少なくなかった。他方、「過剰」な引揚政策に基づく社会資源の分配について不満を抱く内地日本人もいた。

確かに、行政上の引揚政策の実施は各種の引揚者問題を解決し、かれらを戦後社会に順調に統合させるために大きな役割を果たした。ただし、引揚者問題はけっして行政側の一方的なアクトによってスムーズに解決できるものではない。引揚者問題の解決過程においては複数のアクターが互いに絡み合いながら混在しているのである。

こうして行政上の引揚者認識と、それに対する当事者側の反応を同時に分析の俎上にのせることで、戦後初期日本社会における国家と個人のあいだの力学、すなわち「救済される者」と「貢献した者」とのあいだに横たわる認識のずれを立体的に捉えることができる。とはいえ、引揚者をめぐる社会的ポジションの競合そのものは、帝国日本の植民地支配や侵略戦争に関わったという負の歴史を後景化させるおそれもある。今後の課題としては、行政による受動的な引揚者認識、当事者による能動的な引揚者認識という二項対立的な枠組みを超えて、引揚者認識の別の可能性を探っていきたい。こうした視点をとおして、引揚者を一方的な被害者・功労者としてではなく、戦後日本社会が形成されていく過程で生まれた多層的な主体として捉え直すことを可能にし、引揚研究にお

ける新たな地平の提示をめざしたい。

参考文献

【日本語文献】

浅野豊美, 2004, 「折りたたまれた帝国—戦後日本における『引揚』の記憶と戦後の価値」細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房, 274—315.

蘭信三, 1994, 『「満州移民」の歴史社会学』行路社.

岩田正美, 2017, 『貧困の戦後史』筑摩書房.

今泉裕美子, 2016, 「近年の『引揚げ』研究の視点と本書の課題」今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究—国際関係と地域の視点から』日本経済評論社, 1—28.

加藤聖文、阿部安成, 2004, 「『引揚げ』という歴史の問い方(上)」『彦根論叢』348号: 129—154.

———, 2020, 『海外引揚の研究—忘却された「大日本帝国」』岩波書店.

厚生省医務局編, 1955, 『国立病院十年の歩み』厚生省.

厚生省引揚援護局総務課編, 1955, 『続・引揚援護の記録』厚生省.

厚生省引揚援護局庶務課編, 1963, 『続々・引揚援護の記録』厚生省.

厚生省援護局編, 1978, 『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい.

———, 1997, 『援護50年史』ぎょうせい.

坂部晶子, 2008, 『「満洲」経験の社会学—植民地の記憶のかたち』世界思想社.

佐藤成基, [2014]2019, 『国家の社会学』青弓社.

佐藤量, 2012, 「戦後中国における日本人の引揚げと遣送」、『立命館言語文化研究』25(1)、155—171.

塩出浩之, 2015, 『越境者の政治史—アジア太平洋における日本人の移民と植民』名古屋大学出版会.

舞鶴地方引揚援護局, 1961, 『舞鶴地方引揚援護局史』厚生省引揚援護局.

松原洋子, 2019, 「引揚者医療救護における組織的人口妊娠中絶—優生保護法前史」坪井秀人編『ジェンダーと生政治』臨川書店, 38—79.

成田龍一, 2006, 「『引揚げ』と『抑留』」倉沢愛子ほか編『岩波講座 アジア・太平洋戦争 4 帝国の戦争体験』岩波書店, 179—208.

中平常太郎, 1948, 「第2回国会参議院本会議第40号」(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=100215254X04019480526&spkNum=20¤t=11>, 閲覧日: 2025年10月29日)

朴裕河, 2013, 「『引揚げ文学』に耳を傾ける」『立命館言語文化研究』24(4): 115—136.

引揚援護院編, 1946, 『引揚指導者用 引揚者便覧』(=加藤聖文監修, 2022, 『海外引揚関係史料集成 第16巻』ゆまに書房.)

引揚援護庁編, 1950, 『引揚援護の記録』引揚援護庁.

引揚者団体全国連合会編, 1966, 『引揚全連通信』第128号.

若槻泰雄, 1991, 『戦後引揚げの記録』時事通信社.

【英語文献】

Igarashi, Yoshikuni, 2000, *Bodies of Memory: Narratives of War in Postwar Japanese Culture, 1945—1970*, Princeton University Press. (=五十嵐恵邦訳, 2007, 『敗戦の記憶—身体・文化・物語 1945—1970』中央公論新社.)

John, Torpey, 1999, *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and State*, Cambridge University Press, (=2008, 藤川隆男監訳, 『パスポートの発明—監視・シティズンシップ・国家』, 財団法政大学出版局.)

(受理 令和 8 年 3 月 19 日)